

岸田てつはる 区政報告

発行所：自民党大田区民連合
(政務調査係)

住所：大田区蒲田5-13-14

電話：03-5744-1480

大田区議会平成29年度第三回定例会が、昨年の9月20日～10月16日までの日程で行われました。

今定例会では、平成28年度の大田区一般会計歳入歳出決算、大田区健康保険事業特別会計歳入歳出決算、大田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、及び大田区介護保険特別会計歳入歳出決算の各議案と大田区の施策について特別委員会を設置して審議いたしました。そして自由民主党大田区民連合は各議案を認定いたしました。

この決算特別委員会の審議の中で、私は決算・豪雨対策・民泊・待機児童・サイエンススクールなどについて、大田区の現在の取り組みや問題認識に関して質問に立ちました。特に、昨今頻発し強力になってきているゲリラ豪雨に対する取り組みや対策、日本を訪れる外国人観光客の急激な増加と東京オリンピック・パラリンピック開催を前に宿泊施設不足の解消のために注目される民泊についての問題と対策、キャパシティ不足のために定員オーバーになってしまっている保育園などに入園できない待機児童をどのように速やかに減らしていくかは、どれも私たちが大田区で安心・安全に暮らしていく上で重要視しなければならぬ身近な問題といえると思います。

今回の区政報告では、誌面の都合上、質問した全てを掲載することはできませんが、主だった質問の一部を抜粋・要約のかたちで報告させていただきます。



自民党大田区民連合
岸田 てつはる 議員

平成29年 第三回大田区議会定例会 一般質問、質疑応答 (要約・抜粋)

【待機児童について】

岸田：今年の待機児童数は572名と定例会の挨拶の中で区長が言っていたが、区の保育園の定員拡充目標を当初の700名から1,100名に前倒しにし、施設の整備支援や保育士の掘り起こしによる人材確保、そして保育士の処遇改善による保育の質の向上を図っていくとあるが、保育所の整備はどのようになっているのか？特に保育所に入れない待機児童が多い地区の整備はどのようになっているのか？

区担当：待機児童が特に多い六郷、蒲田西、馬込、雪谷の特別出張所管内を重点地区と位置づけ、保育所の整備を進めている。現時点で、認可保育園は認証保育園からの移行分も含めて21施設、認証保育園は1施設が整備見通し。これらの施設の定員合計は1,050名。今後、小規模保育所などの上積みを図り、目標の1,100名の定員拡充に向けて全力を挙げて取り組んでいく。また、施設整備にあたり、周辺地域に対する丁寧な説明や新規開設園の保育士確保に向けた取り組みにも力を入れていく。

岸田：大田区の幼稚園は48園あり、各園で10名位ずつ受け入れることが出来れば500名近くの待機児童が減少する。各家庭の都合により保育園でなければということもあるだろうが、幼稚園に入園したいというニーズもあると思うので、幼稚園の定員をもう少し増やせるようであれば増やすことにより待機児童対策にしていきたい。

【豪雨対策について】

岸田：8月19日に大変な大雨が降り、区内でも多くの被害が発生した。上池台地区、千束地区でも被害があったが、このような集中豪雨に対して区はどのような対応をとったのか？

区担当：上池台地区を含め、区内に土のう置場を設置しており、いつでも区民の方が自助の備えとして取りにいけるように整備している。上池台地区の浸水対策は、毎年台風時期前に雨水ますの清掃の強化と雨水浸透ますの改良工事を進めている。8月19日の集中豪雨時には、直ちに水防指揮本部を立ち上げ、舗装が隆起し、車両通行に支障が生じた道路については応急処置と田圃調布警察署との連携により交通誘導を迅速に実施した。更に家屋浸水被害の情報をもと、被害が多発した地域を所管する雪谷特別出張所にも水防現地指揮本部を設置し、個別訪問の上、被害状況の調査や希望者に消毒液の配布を行った。

岸田：今後も起こりうる集中豪雨の対策については？

区担当：区への対応に加え、都下水道局は平成25年12月に豪雨対策緊急プランを策定、下水道事業における浸水対策・強化を図っている。上池台地区については、75mm/hの降雨に対応する施設整備として位置づけ、浸水被害が多かった上池台3丁目と5丁目付近を第一期工事の範囲として、平成32年度から一部供用開始を目指して、鋭意整備中。今後も下水道局と連携して浸水対策に取り組んでいく。

岸田：擁壁について。本来、改修するには所有者の自己負担であるが、区は平成21年度からがけ等整備工事助成を設けている。上限が一律300万円だったが、今年度からは最大600万円に増額している。拡充した新助成制度の普及啓発、今後の方針はどのようなものか？

区担当：2m以上の高さのあるがけを対象に実地調査の結果、要注意のがけ所有者に対して改善のお願いをすると共に、拡充された助成制度の紹介する文書を6月から送付した。同時に助成制度が平成33年度までの時限的なものであるとご案内

した。早期のがけ改修に結びつくような働きかけを行っている。文書送付後に問い合わせがあった所有者に対しては、区職員が現場に伺って改修方法などの相談にも応じている。引き続き現場状況にあわせた対応により改修が進むよう、制度の普及啓発に努めていく。

岸田：がけの改修は所有者の責任で進めるのが原則ではあるが、日頃からがけの状況に注意を払い、自ら改修する意識を啓発することが重要。区はどのように考えているのか伺う。

区担当：日頃から所有者の責任のもと、適切に管理してもらうことが重要と認識している。助成制度拡充と併せて、大田区がけ等の崩落事故防止に関する指導要綱を定め、土地所有者に対し、がけを良好な状態に維持管理する努力義務を設けた。維持管理に関する責務についても助成制度と共に理解が進むようにパンフレットを作成し、普及啓発に役立てている。引き続き様々な機会を意識啓発に努めていく。

【民泊について】

岸田：訪日客が増加し各宿泊施設の稼働率が全体的に増加傾向にある。稼働率が上がり、宿泊出来ない人が増えると思われる。住宅宿泊事業法が可決成立したことを受け、大田区の事情を考慮し、新法に対する条例を早急に検討していくとのこと、区はどのように考えているのか？

区担当：現在、住宅宿泊事業法に対する制限条例案を検討しているところ。内容については、既に区民や宿泊者にとって安全・安心をキーワードとして実施している特区民泊の実績をもとに、これに準じたものになりたいと考えている。現在、国において、政省令のパブリックコメントを実施中で、内容が固まっていない。住宅宿泊事業法では生活環境の悪化防止の配慮もうたわれているので、観光庁と引き続き密接な連絡を取り情報収集に努め、期間や地域制限のみならず、生活環境悪化防止の視点からも規定に盛り込むように検討していく。

岸田：区において、制限条例を検討するにあたって、パブリックコメントの実施について、どのような考えなのか？

区担当：制限条例案の検討にあたりパブリックコメントを実施する。内容については、詳細が決まり次第、議会に示した上、区報やホームページなどで広く区民の方々へ周知していく。

岸田：現在、民泊ができない地域において公然と違法民泊が行われている。このような違法な民泊を区はどのように考えているのか？そして正規の民泊との区別を是非してもらいたいが、どのように考えているのか？

区担当：違法民泊は周辺住民の安心・安全を脅かすとともに、住環境の悪化に繋がりがかねない。住宅宿泊事業法の施行と制限条例の制定により、宿泊事業に関する法規定が整うので、今後は市内の体制整備も検討し、合法民泊への誘導も含め、違法民泊に対する指導、取り締まりを一層強化していく。

岸田：指導強化だけでなく、色々な手段があると聞いている。立ち入り調査や区で対応可能かわからないが税法上など様々な手段で、正規にきちんと営業している合法民泊と違法民泊との区別をして、違法民泊が無いようにしていただきたい。長い時間をかけて環境の良い地域を守ってきた歴史があるので、それが崩れないよう、ぜひ強い態度でこの問題に取り組んでいただきたい。

区議会へ区民の皆さんの声を届けます。

皆さんのご意見やご要望をお待ちしております。

自民党大田区民連合 TEL：03-5744-1480